

旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 市民が取り組む社会教育及び文化芸術活動を支援する本市の現補助金制度について、市民等との意見を参考として見直しを行い、より効果的な制度を構築するため、旭川市文化芸術等補助金の見直しに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、旭川市社会教育活動補助金制度及び旭川市文化芸術事業補助金制度の見直しについての意見交換等を行う。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、教育長が参加を依頼した者とする。

- (1) 社会教育活動関係者
- (2) 文化芸術活動関係者
- (3) 社会教育若しくは文化芸術又は補助金事務等に関し学識経験を有する者
- (4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、教育長が行う公募に応じた者

2 懇談会の参加者は全体で8名程度とする。

3 参加期間は、教育長が依頼した日から、原則として平成29年11月30日までとする。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、教育長が招集する。

(懇談会の進行)

第5条 懇談会の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、社会教育部文化振興課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、文化振興課長が定める。

附則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。